

令和2年度

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会 次 第

日時：令和3年2月5日（金）

午後3時から

場所：新潟市役所本館 3階 対策室

1 開 会

2 市民生活部長あいさつ

3 議 事

（1）令和2年の新潟市犯罪発生状況

（2）第5次推進計画における数値目標の達成状況

（3）第5次推進計画の取り組み状況と重点取り組み事例

4 その他

5 閉 会

<配布資料>

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿

座席表

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

第5次新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画

資料1 新潟市犯罪発生状況（令和2年中、暫定値）

資料2 第5次推進計画における数値目標の達成状況

資料3 第5次推進計画取組状況

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿

No.	犯罪のない安心・安全なまちづくり 推進協議会規則規定条項		氏 名	肩 書	就任年度	就任期間(委嘱期間の合計)
1	第1号委員	学識経験のある者	のぐち まさふみ 野 口 祐 郁	弁護士	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
2	第2号委員	住民の意見を代表する者	さわ れいこ 澤 玲子	北区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
3	第2号委員	住民の意見を代表する者	さくさべ ときお 作 左 部 時 雄	東区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
4	第2号委員	住民の意見を代表する者	ごとう ちえ 後 藤 知 恵	中央区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日～令和3年3月31日
5	第2号委員	住民の意見を代表する者	さくらだ ひろじ 桜 田 博 治	江南区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
6	第2号委員	住民の意見を代表する者	はなみず まゆみ 花 水 真 由 美	秋葉区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
7	第2号委員	住民の意見を代表する者	ささがわ かずよ 笹 川 和 代	南区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
8	第2号委員	住民の意見を代表する者	たかはし のぶえ 高 橋 伸 絵	西区自治協議会委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
9	第2号委員	住民の意見を代表する者	ながい まさお 長 井 正 雄	西蒲区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日～令和3年3月31日
10	第3号委員	関係団体の意見を代表する者	にしむら ひとし 西 村 仁	新潟商工会議所 総務部長	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日
11	第4号委員	防犯活動団体を代表する者	たかはし よしひろ 高 橋 淑 浩	新潟駅前地区セーフティーゾーン活動委員会 会長	H29年度	平成29年4月1日～令和3年3月31日
12	第5号委員	その他市長が必要と認める者	うちき まさひろ 内 木 正 宏	新潟市小学校長会 生徒指導部長 東青山小学校長	H29年度	平成29年4月1日～令和3年3月31日
13	第5号委員	その他市長が必要と認める者	はら しんいち 原 伸 一	新潟県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 安全安心推進室長	R01年度	令和02年4月1日～令和3年3月31日
14	第5号委員	その他市長が必要と認める者	からさわ けいこ 唐 沢 恵 子	公募委員	H31年度	平成31年4月1日～令和3年3月31日

○新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

平成19年3月30日

規則第93号

改正 平成21年3月24日規則第6号

平成25年3月25日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の意見を代表する者
- (3) 関係団体の意見を代表する者
- (4) 防犯活動団体を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、及び会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(平21規則6・平25規則50・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。